

村山市市道路線の認定及び廃止要綱

令和3年4月1日公布

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく市道路線の認定、廃止及び変更について、法令その他特別の定めがあるもののほか、一般的な基準等必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 村山市が新設、改良又は拡幅する道路以外の道路を市道として認定する道路は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 道路の起終点が公道（国道、県道及び市道をいう。）に連絡する道路、又は起終点の一方が公道に連絡し、他方が機能を有する村山市法定外公共物管理条例（平成15年村山市条例第1号）第2項第1号に規定する認定外道路、公共施設又は、公益施設に連絡する道路
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可を受けた開発行為により設置された道路
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）により設置された道路及び土地改良法（昭和24年法律第195条）により設置された道路
- (4) 国道又は県道の路線変更等に伴い旧道となった区間で、市道として存置する必要がある道路
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が公益上、特に認めた道路

(認定要件)

第3条 前条の基準により認定しようとする道路は、法令の定めがあるものを除き、不特定多数の人が利用でき、かつ次に掲げる要件に適合するものとする。

- (1) 道路幅員（法面等を除く）が6メートル以上のもの。
- (2) 道路の構造が道路構造令（昭和45年政令第320号）に適合しているもの。ただし、市長が地形の状況等によりやむを得ないと認めるときは、この限りではない。
- (3) 道路占用物件の配置が法令等に適合しているもの。
- (4) 道路の交差箇所の両側に、原則として道路の幅員に応じたすみ切りを有するもの。
- (5) 道路敷地の境界が、境界杭又は側溝等により隣接土地所有者との境界が現場で確認できるもので、路面状態が良好であり維持管理に支障をきたす恐れがないもの。
- (6) 道路の敷地及び側溝、縁石等の道路付属施設を寄附できるものとし、直ちに所

有権移転登記が可能であるもの。

- (7) 質権、抵当権その他第三者の権利が設定されていないこと。
- (8) 沿線隣接者全員の同意があること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が公益上、特に必要と認めるものについては、この限りではない。

(廃止及び変更要件)

第4条 市道を廃止又は変更しようとする道路は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 他の道路の新設、改良又は開発行為等により不要となる場合。
- (2) 国道又は県道として、国又は県に移管する場合。
- (3) 路線の見直しにより、新たに認定替えをする場合。
- (4) 路線の起終点の変更により再認定を行う場合。
- (5) 周辺地域における土地利用の変化等により、廃止又は変更しても公益上支障がないと認められる場合。

(認定の申請)

第5条 市道の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市道路線認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 現況平面図
- (3) 地籍図
- (4) 地積測量図
- (5) 道路構造図
- (6) 道路附属物及び占用物件表示図
- (7) 市道路線認定同意書（様式第2号、様式第3号）
- (8) 登記に関する全部事項証明書
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めた書類

(事前調査)

第6条 市長は、前条の規定により市道路線認定申請書の提出があった場合は、当該申請書の審査を行い、必要に応じて、現地調査等を行うものとする。

(調査結果の通知)

第7条 市長は、前条の現地調査等を行ったときは、その結果を市道路線認定申請内定通知書（様式第4号）及び市道路線認定申請不受理通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(所有権移転)

第8条 申請者は、市道認定後において速やかに次の各号に掲げる書類を整備し、市長に提出しなければならない。

- (1) 土地寄附申込書（様式第6号）
- (2) 土地登記承諾書（様式第7号）
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) その他所有権移転登記に必要な書類

(費用の負担)

第9条 寄附等に要する費用（用地測量費、分筆登記及び境界標設置費等）は、申請者又は土地所有者が負担するものとする。

- 2 道路用地の取得に係る所有権移転登記に要する費用は、村山市が負担するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号

年 月 日

村山市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

市道路線認定申請書

下記の土地について、市道路線認定を受けたいので、村山市道路認定及び廃止要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

土地の所在地	村山市 村山市 番地 番地
延 長	L = m
幅 員	W = m
申 請 理 由	市道として村山市に道路管理をしてもらうため
添 付 書 類	(1) 位置図 (2) 現況平面図 (3) 地籍図 (4) 地積測量図 (5) 道路構造図 (6) 道路附属物及び占用物件表示図 (任意) (7) 市道路線認定同意書 (様式第2号、様式第2-1号) (8) 登記に関する全部事項証明書 (9) その他

年 月 日

村山市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

市道路線認定同意書

下記の土地について、市道路線認定申請を行うことに同意します。
また、当該路線が市道路線認定議決後に村山市へ寄附することについて同意します。

記

土地の所在地	土地の所有者		
	住所	氏名	印
村山市			

- ※寄附の箇所が上記以外複数ある場合は別紙に記載のこと
- ※市道認定後において土地寄附申込書、土地登記承諾書、印鑑登録証明書を準備すること
- ※同意書欄には、関係者それぞれ署名捺印すること（朱肉の印鑑を使用すること）

別紙

土地の所在地	土地の所有者		
	住所	氏名	印
村山市			

※同意書欄には、関係者それぞれ署名捺印すること（朱肉の印鑑を使用すること）

村山市長 様

市道路線認定同意書

市道路線認定申請を行うことに沿線隣接者として同意します。

記

土地の所在地	土地の所有者		
	住所	氏名	印
村山市			

※同意書欄には、関係者それぞれ署名捺印すること（朱肉の印鑑を使用すること）

様

村山市長



市道路線認定申請内定通知書

年 月 日付で市道路線認定申請のありました下記道路敷地について、書類審査及び現地調査を行った結果、適当と認められましたので通知します。

なお、市道路線認定については、市議会の議決が必要であり、議決が得られない場合は、本内定通知は無効となります。

記

土地の所在地	村山市		
所有者	氏名		外 名
	住所		

(議決後の提出書類)

- ・土地寄附申込書 1通
- ・土地登記承諾書 1通
- ・印鑑登録証明書 1通

様

村山市長

印

市道路線認定不受理通知書

書類審査及び現地調査を行った結果、 年 月 日付で市道路線認定申請のありました下記道路敷地について、下記の理由で認定することができないことになりましたので通知します。

記

土地の所在地	村山市		
所有者	氏名		外 名
	住所		

<認定しない理由>

※審査請求及び取消訴訟

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に書面で村山市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、村山市を被告として（訴訟において村山市を代表する者は村山市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

